

**第3期**  
**朝日町子ども・子育て支援事業計画**  
**(案)**

令和7年3月

朝日町



## もくじ

### 第1章 計画策定にあたって／1

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	6

### 第2章 朝日町の子どもと家庭を取り巻く現状／7

1	人口・世帯	8
2	出生の動向	11
3	世帯の状況	12
4	女性の就業状況	14
5	婚姻の動向	16
6	子育て支援サービス	18
7	アンケート結果の概要	21
8	現状やアンケート結果から見てきた課題	25

### 第3章 計画の基本的な考え方／27

1	基本理念	28
2	基本目標	29

### 第4章 子ども・子育て支援の取組・事業／31

1	施策の体系	32
2	施策の展開	33
	基本目標 1 地域で子育てを支える環境づくり	33
	基本目標 2 子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり	38
	基本目標 3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	43

### 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策／51

1	量の見込みの考え方	52
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	54

3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	57
4	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	70
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	71
6	産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	71

## 第6章 計画の推進体制／73

1	計画の推進体制	74
2	国・県等との連携	74

**第 1 章**  
**計画策定にあたって**

## 1 計画策定の背景と趣旨

---

### (1) 国の動向

我が国の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22（1947）～24（1949）年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）～49（1974）年）には約210万人であったものの、その後は減少を続け、子どもの数はピークの3分の1以下にまで減少し、令和5（2023）年は77万759人で、統計開始以来、最少となりました。また、合計特殊出生率の推移を見ると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、第2次ベビーブーム期には約2.1まで低下し、令和5（2023）年には1.26と過去最低となりました。

こうした中、国においては、平成24（2012）年、待機児童問題の解消や子育て世帯の孤立等を防ぐため、「子ども・子育て関連3法」を制定しました。これにより、制度や財源が一元化され、幼児教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、家庭における養育支援等が進められるとともに、市区町村に対し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

さらに、令和5（2023）年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、同年12月には、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。また、「こども基本法」では、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を作成することが努力義務となりました。

#### ■こども基本法の概要

---

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

## 〈こども基本法の目的と理念〉

### 【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

### 【理念】

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

## ■こども大綱の概要

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づく、我が国初の大綱であり、幅広い子ども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。

「こども大綱」では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

〈こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」と基本方針〉

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～】

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

【基本方針】

- ①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- ②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- ⑥施策の総合性を確保すること

(2) 朝日町の動向

本町で生まれた子どもたちが元気に成長し、自立した個人として将来の社会を担うことができるよう、その成長を支えていくことが本計画の目指すところです。「子ども・子育て支援事業計画」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す視点を核とし、貧困、障がい、疾病、虐待など社会的な支援が必要な子どもやその家族の状況を踏まえた支援、核家族化や共働き家庭の増加などの家庭環境の変化を踏まえた支援などを充実していくことが求められています。子どもの最善の利益を守るため、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障される支援策の充実が必要です。

そのためには、保護者をはじめ、家庭、地域、学校など、子どもをとりまく社会全体が子ども・子育て支援の重要性に関心を持って協働し、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指し、特に、子育て中の親の不安や孤立感の軽減への支援や幼児期における愛着形成、子育てに必要な知識を身に付けるための支援など、地域や社会が保護者に寄り添い支援していくことが今後ますます重要となってきます。

本町においては、令和2（2020）年3月に、「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」といいます。）を策定し、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現を目指して取組を進めてきました。令和6（2024）年度をもって第2期計画の計画期間が終了となることから、新たに令和7（2025）年からの5か年における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策を記載

し、本町の子ども・子育て支援のさらなる充実を目指していく計画として「第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

なお、本計画は「子ども・子育て支援事業計画」について定めたものであり、本町の子ども・若者施策に関する事項を定める「市町村こども計画」の策定については、本町の状況や必要性を踏まえたうえで、今後、必要に応じて策定を検討していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

本町の最上位計画である「第6次朝日町総合計画」や「朝日町人口ビジョン」・「第2期朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」、「朝日町障害者計画（第5期）障害福祉計画（第7期）障害児福祉計画（第3期）」等の関連計画と整合性を図りながら策定します。

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や町民からの要望により、必要に応じて見直しを行います。

令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
		<b>第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画</b>				
<b>第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画</b>						

## 4 計画の策定体制

### (1) 「朝日町子ども子育てに関するアンケート調査」の実施

計画策定に先立ち、令和6（2024）年3月に就学前児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

調査の概要は図表1-1のとおりです。

図表1-1 調査の概要

区 分	①就学前児童 保護者調査	②小学生児童 保護者調査
調査対象者	就学前児童の保護者全数。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。	小学生の保護者全数。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人とした。
調査方法	郵送にて配布、郵送またはWEBによる回収	学校にて配布、学校またはWEBによる回収
調査期間	令和6年3月6日～3月21日	
配布数	468	577
有効回答数	260	480
有効回答率	55.6%	83.1%

### (2) 「朝日町子ども・子育て会議」の設置

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「朝日町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議します。

### (3) パブリックコメントの実施

この計画の素案を町役場等の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募ります。

**第2章**  
**朝日町の子どもと家庭を**  
**取り巻く現状**

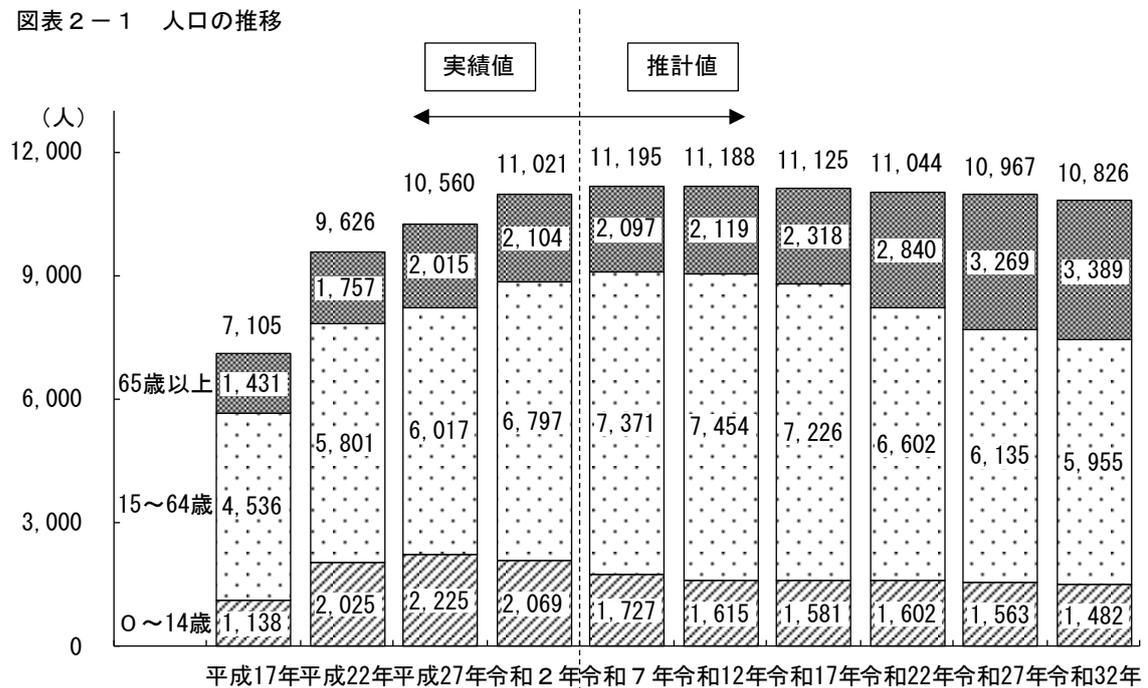
# 1 人口・世帯

## (1) 人口の推移

国勢調査によると、総人口は増加を続けており、令和2（2020）年における本町の総人口は、11,021人です。年齢区分別にみると、いずれの年齢区分も増加を続けていましたが、0～14歳の年少人口は令和2年に減少しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となる一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続ける見込みです。

図表2-1 人口の推移



(注) 平成22（2010）～令和2（2020）年の総人口は年齢不詳を含む。

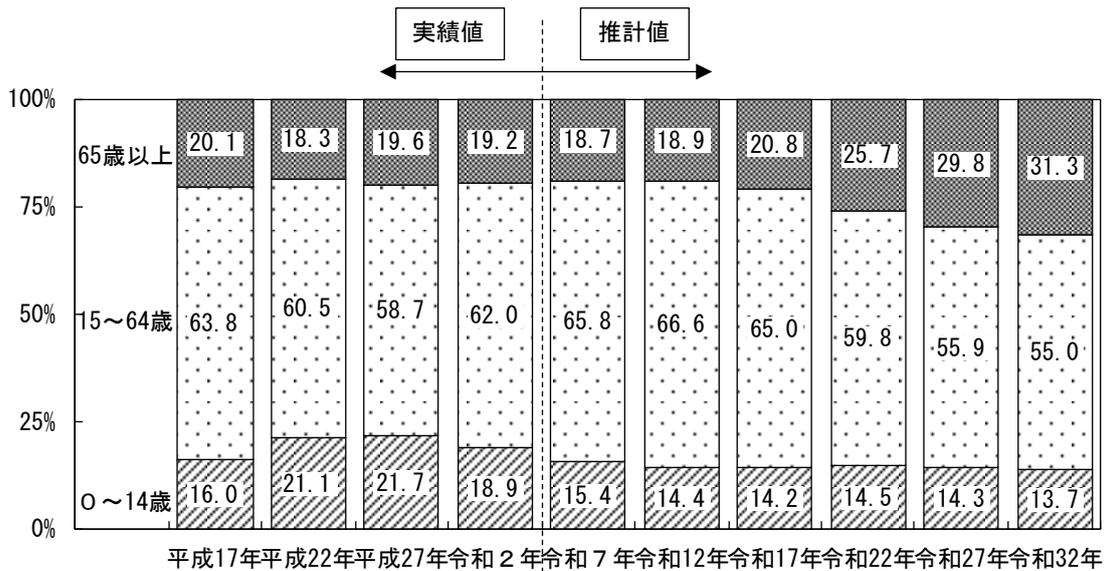
資料：平成17（2005）～令和2（2020）年は国勢調査、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5（2023）年推計）

人口構成比をみると、総人口に占める年少人口は上昇を続けていましたが、令和2（2020）年に低下しました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下傾向となり、高齢者人口の割合は上昇する見込みです（図表2-2）。

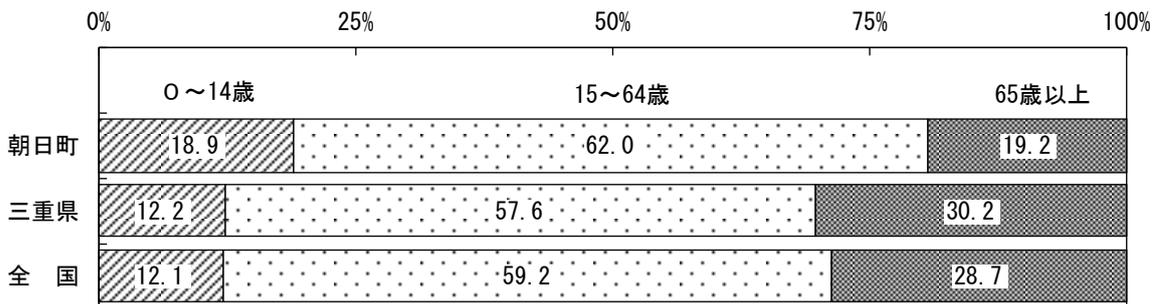
三重県及び全国と比較すると、本町は年少人口及び生産年齢人口の割合が高く、高齢者人口の割合が低くなっています（図表2-3）。

図表2-2 人口構成比



資料：平成17（2005）～令和2（2020）年は国勢調査、令和7（2025）年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5（2023）年推計）

図表2-3 人口構成比（三重県・全国との比較）



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

令和6（2024）年4月1日の本町の子ども数（18歳未満人口）は、2,319人となっています。

18歳未満人口は、令和2（2020）年の2,620人から301人減少しています。

図表2-4 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	103	105	88	99	79
1歳	111	105	112	89	94
2歳	109	116	105	116	88
0～2歳	323	326	305	304	261
3歳	110	114	120	102	126
4歳	123	111	110	121	101
5歳	109	123	112	111	123
3～5歳	342	348	342	334	350
6歳	132	110	124	109	110
7歳	128	134	110	123	107
8歳	137	128	135	111	123
6～8歳	397	372	369	343	340
9歳	185	136	128	134	110
10歳	147	187	135	127	132
11歳	188	147	187	135	127
9～11歳	520	470	450	396	369
12歳	166	188	147	189	136
13歳	173	165	187	147	189
14歳	172	175	165	188	146
12～14歳	511	528	499	524	471
15歳	183	176	172	168	189
16歳	171	181	175	171	167
17歳	173	171	182	176	172
15～17歳	527	528	529	515	528
合計	2,620	2,572	2,494	2,416	2,319

資料：広報・町民課（朝日町 DATA）

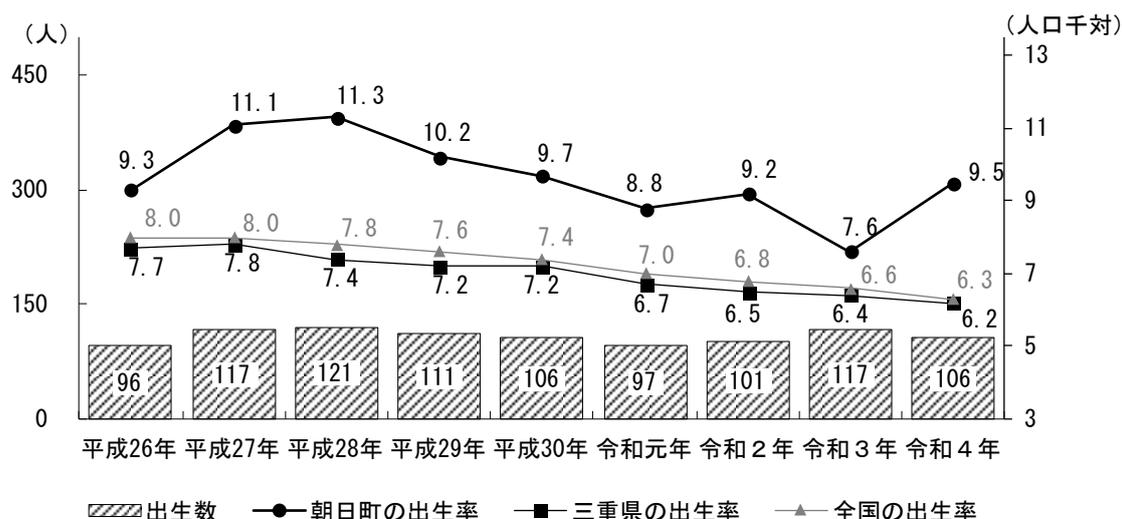
## 2 出生の動向

### (1) 出生数・率の推移

平成 26（2014）年以降、本町の出生数は 96～121 人で推移しており、令和 4（2022）年の出生数は 106 人です。

出生率（人口千対）についてみると、低下傾向にありましたが、令和 4（2022）年は上昇し 9.5 となりました。また、本町の出生率は三重県及び全国を上回って推移しています。

図表 2-5 出生数・率（人口千対）の推移



資料：人口動態統計及び三重県衛生年報

### (2) 母の年齢別出生数と構成比

令和 4（2023）年現在の母の年齢別出生数をみると、30～34 歳が占める割合が 43.4%と最も高くなっています。また、35～39 歳及び 40～44 歳は低下傾向にあります。

図表 2-10 母の年齢別出生数と構成比

母親の年齢	平成 30 年		令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年	
	出生数 (人)	構成比 (%)								
15 歳未満	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
15～19 歳	1	0.9	1	1.0	3	3.0	0	-	1	0.9
20～24 歳	4	3.8	10	10.3	5	5.0	4	4.8	9	8.5
25～29 歳	30	28.3	22	22.7	33	32.7	19	22.6	23	21.7
30～34 歳	41	38.7	34	35.1	33	32.7	38	45.2	46	43.4
35～39 歳	22	20.8	25	25.8	23	22.8	19	22.6	23	21.7
40～44 歳	8	7.5	5	5.2	4	4.0	4	4.8	3	2.8
45～49 歳	0	-	0	-	0	-	0	-	1	0.9
計	106	100.0	97	100.0	101	100.0	117	100.0	106	100.0

資料：三重県衛生年報

### 3 世帯の状況

#### (1) 子どものいる世帯

令和2（2020）年の本町の一般世帯数は4,109世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は1,459世帯、6歳未満親族のいる世帯は495世帯です。総世帯及び18歳未満親族のいる世帯は増加を続けていますが、6歳未満親族のいる世帯は平成22（2010）年をピークに減少しています。

子どものいる世帯の割合をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに三重県及び全国をおおむね上回って推移しています。

図表2-11 子どものいる世帯

単位：世帯（％）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
朝日町	2,298	2,524	3,386	3,849	4,109
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	684	746	1,298	1,400	1,459
	(29.8)	(29.6)	(38.3)	(36.4)	(35.5)
6歳未満親族のいる一般世帯	315	373	747	607	495
	(13.7)	(14.8)	(22.1)	(15.8)	(12.0)
三重県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(31.1)	(27.9)	(25.4)	(23.2)	(20.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(12.5)	(11.5)	(10.2)	(9.1)	(7.6)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

資料：国勢調査

#### (2) 一般世帯の家族類型

国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、親と子からなる核家族世帯は、18歳未満親族のいる世帯が92.6%、6歳未満親族のいる世帯が94.3%となっています。

本町の子どものいる核家族世帯は三重県（18歳未満世帯84.8%、6歳未満世帯87.7%）、全国（18歳未満世帯86.7%、6歳未満世帯89.3%）よりも高くなっています。

18歳未満親族のいるひとり親世帯数は、母子世帯が39世帯、父子世帯が11世帯です。

図表 2-12 一般世帯の家族類型

単位：世帯（％）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	母子世帯	父子世帯
		核家族世帯	その他の親族世帯				
朝日町	4,109	2,755	257	36	1,061	42	13
	(100.0)	(67.0)	(6.3)	(0.9)	(25.8)	(1.0)	(0.3)
	18歳未満親族のいる一般世帯	1,459	1,351	102	6	-	39
	(100.0)	(92.6)	(7.0)	(0.4)	(-)	(2.7)	(0.8)
6歳未満親族のいる一般世帯	495	467	26	2	-	4	3
	(100.0)	(94.3)	(5.3)	(0.4)	(-)	(0.8)	(0.6)
三重県	(100.0)	(57.2)	(8.5)	(0.8)	(33.0)	(1.1)	(0.2)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(84.8)	(14.6)	(0.5)	-	(5.1)	(0.6)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(87.7)	(11.9)	(0.4)	(-)	(2.5)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

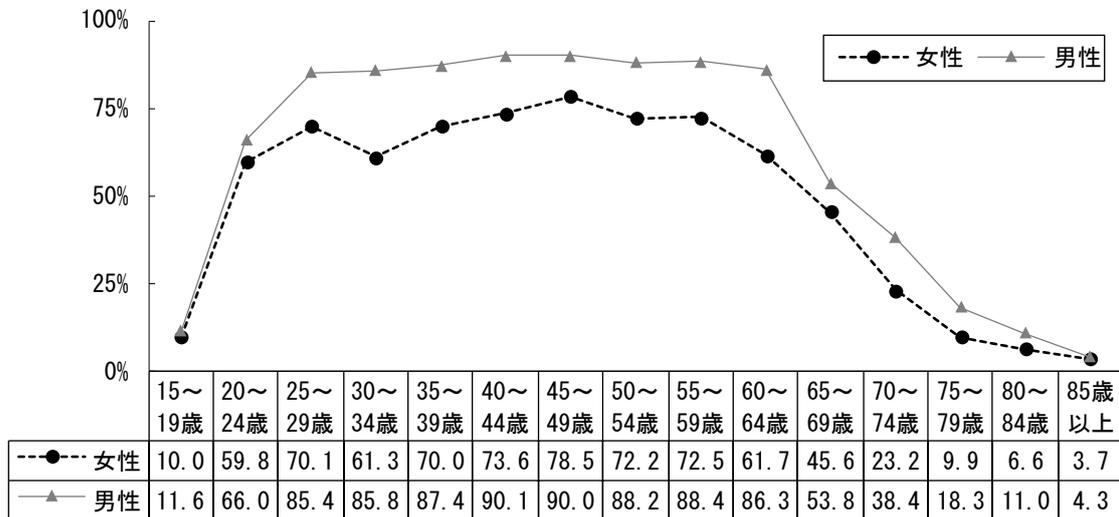
## 4 女性の就業状況

### (1) 女性の就業率

男性の就業率は 25～64 歳まで 85%を超え、65 歳以上になると低下していきま。これに対して女性は、25～29 歳の 70.1%は 30～34 歳に低下し、61.3%となり、その後は再度上昇し、45～49 歳（78.5%）をピークに低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いたころに再び就労するという女性特有の就労状況がうかがえます（図表 2 - 13）。

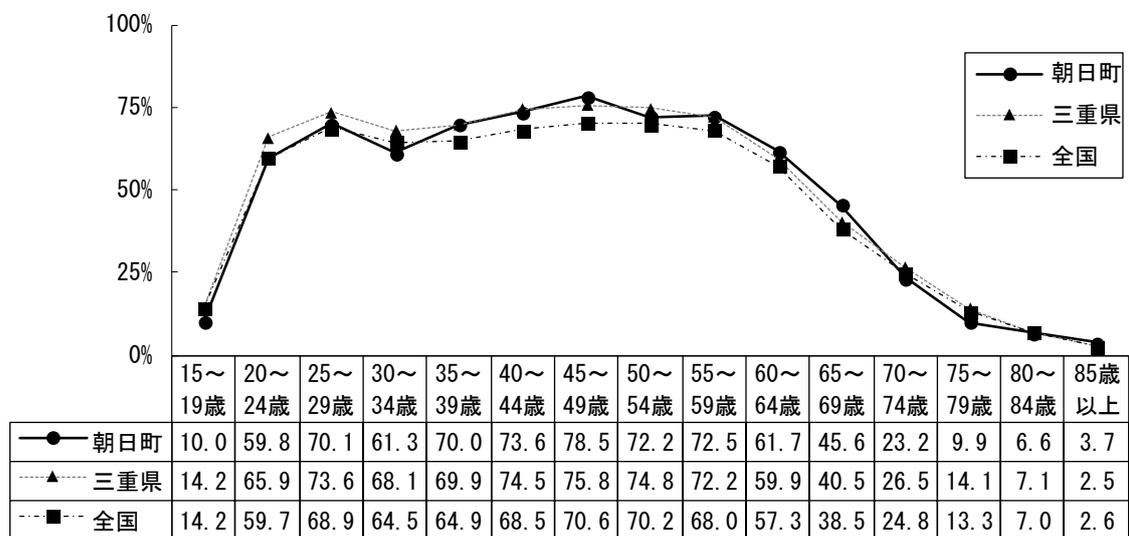
また、本町の女性の就業率は、いずれの年齢層においても三重県及び全国と同水準です（図表 2 - 14）。

図表 2 - 13 朝日町の性別・年齢別就業率



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

図表 2 - 14 女性の年齢別就業率（三重県・全国との比較）



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

## (2) 女性の産業別就業状況

令和2（2020）年の女性の就業者は 2,330 人です。産業別では、「医療、福祉」が 20.0%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」（19.9%）、「製造業」（16.9%）などとなっています。

産業分類別では、「第3次産業」が 75.8%を占めています。三重県及び全国と比較すると「第2次産業」がやや高くなっています。

図表 2-15 女性の産業別就業状況

単位：人（%）

区 分	朝日町		三重県	全国
総数	2,330	(100)	(100)	(100.0)
農業、林業	10	(0.4)	(2.2)	(2.8)
漁業	-	(-)	(0.3)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	(-)	(-)
建設業	77	(3.3)	(2.8)	(2.8)
製造業	393	(16.9)	(15.3)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	12	(0.5)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	20	(0.9)	(0.7)	(2.2)
運輸業、郵便業	90	(3.9)	(2.6)	(2.7)
卸売業、小売業	463	(19.9)	(17.6)	(17.9)
金融業、保険業	81	(3.5)	(2.6)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	26	(1.1)	(1.2)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	35	(1.5)	(2.0)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	126	(5.4)	(7.8)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	107	(4.6)	(4.8)	(4.6)
教育、学習支援業	184	(7.9)	(6.2)	(6.4)
医療、福祉	465	(20.0)	(21.7)	(22.1)
複合サービス事業	11	(0.5)	(0.9)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	85	(3.6)	(4.8)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	62	(2.7)	(2.3)	(2.4)
分類不能の産業	83	(3.6)	(3.7)	(3.2)
第1次産業	10	(0.4)	(2.5)	(2.9)
第2次産業	470	(20.2)	(18.1)	(13.7)
第3次産業	1,767	(75.8)	(75.6)	(80.2)

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

## 5 婚姻の動向

### (1) 未婚率の推移

本町の未婚率の推移を性・年齢別にみると、男女ともに 20～24 歳を除く年齢層において、三重県及び全国を下回って推移しています。

図表 2-16 未婚率の推移

単位：%

区分		男性				女性			
		平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
20～24 歳	朝日町	93.2	88.0	93.0	91.0	88.4	83.4	89.1	87.6
	三重県	91.5	91.4	92.4	90.7	86.0	86.4	89.0	89.2
	全 国	93.7	91.4	95.0	95.2	89.1	87.8	91.4	92.3
25～29 歳	朝日町	66.9	56.2	53.5	59.4	46.0	38.7	44.5	48.0
	三重県	67.2	67.8	69.3	69.0	53.5	54.7	56.1	57.9
	全 国	71.9	69.2	72.7	72.9	59.6	58.9	61.3	62.4
30～34 歳	朝日町	37.7	27.3	31.5	30.6	21.0	13.6	17.4	18.7
	三重県	42.0	43.1	44.4	45.1	25.9	28.9	30.3	30.5
	全 国	47.4	46.0	47.1	47.4	32.5	33.9	34.6	35.2
35～39 歳	朝日町	27.4	19.2	18.7	25.1	15.0	10.0	10.7	11.5
	三重県	27.5	31.1	32.6	32.7	14.3	17.9	20.2	20.4
	全 国	29.9	34.8	35.0	34.5	18.8	22.7	23.9	23.6
40～44 歳	朝日町	15.5	20.9	14.3	15.8	4.2	11.2	8.4	8.1
	三重県	18.6	24.8	26.8	27.0	8.5	12.7	15.3	16.5
	全 国	22.0	28.0	30.0	29.1	12.5	17.1	19.3	19.4
45～49 歳	朝日町	11.0	14.3	16.9	14.6	0.6	4.3	10.3	7.3
	三重県	14.0	18.1	23.0	24.3	5.5	8.4	12.2	14.1
	全 国	17.1	22.0	25.9	27.2	8.6	12.4	16.1	17.6

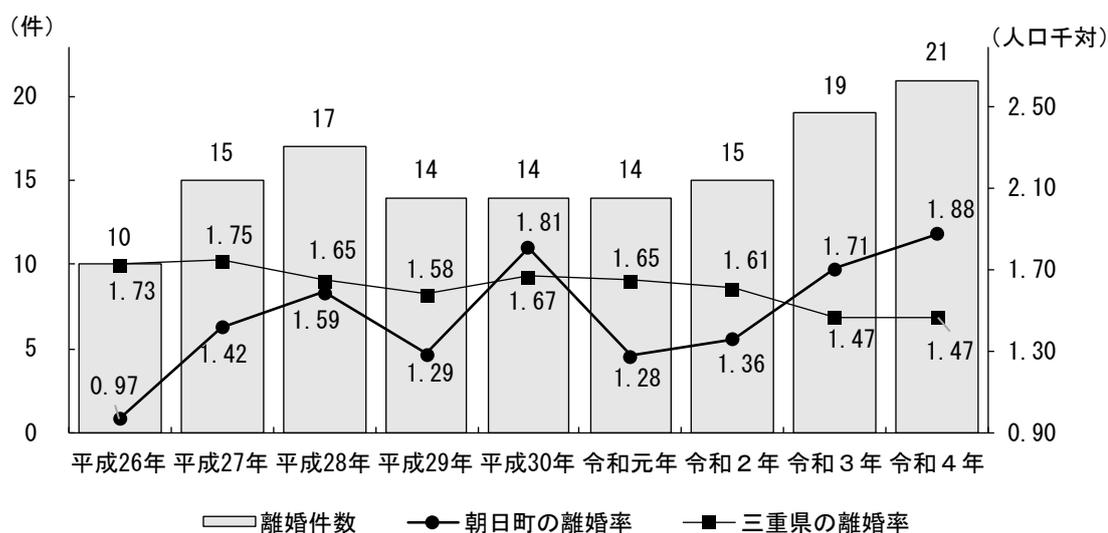
資料：国勢調査

## (2) 離婚件数の推移

平成 26 年以降、本町の離婚件数は増加傾向にあり、令和 4（2022）年は 21 件となっています。

また、離婚率（人口千対）も上昇傾向にあり、令和 4（2022）年は 1.88 です。

図表 2-17 離婚件数・離婚率



資料：三重県衛生年報

## 6 子育て支援サービス

### (1) 教育・保育の状況

令和6（2024）年4月1日現在、本町の小学校就学前の子ども数は611人です。就園状況は、保育園が335人、幼稚園が43人となっており、就園児数は378人で、就学前の子ども数の61.9%を占めています（図表2-18）。

年齢別の就園状況の構成割合は、0歳児では7.6%、1歳児では48.9%、2歳児では54.5%と年齢とともに就園児の割合が上昇します。さらに、3歳児になると幼稚園の利用開始にともない、就園児の割合が上昇し、3歳以上では保育園、幼稚園を合わせて80%前後を占めています（図表2-19）。

図表2-18 保育園・認定こども園・幼稚園の就園状況

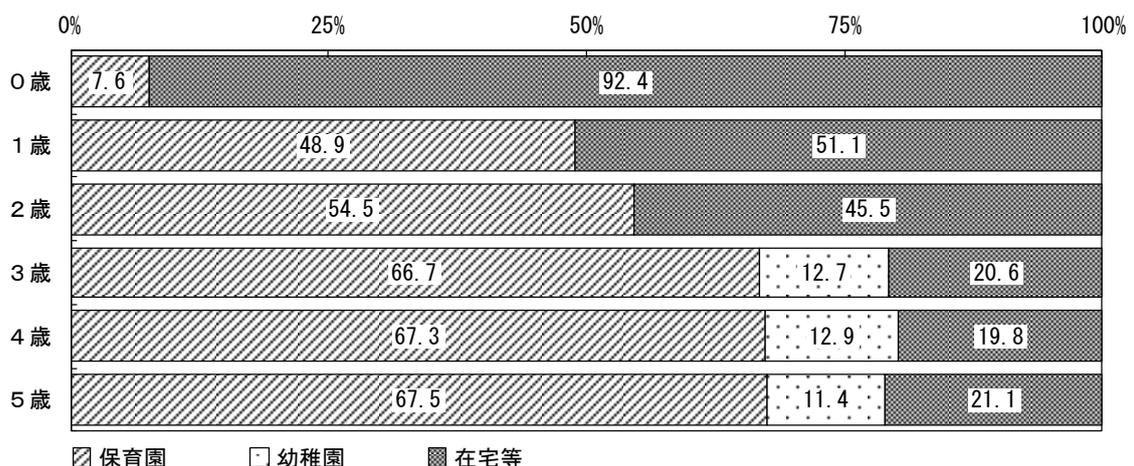
単位：人

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育園	6	46	48	84	68	83	335
幼稚園	-	-	-	16	13	14	43
在宅等	73	48	40	26	20	26	233
就学前の子ども数	79	94	88	126	101	123	611

注1：幼稚園、保育園の園児数は令和6（2024）年4月1日現在（町外の園に通う園児を含む）

注2：「在宅等」は就学前の子ども数から園児数の合計を除いたもの

図表2-19 保育園・幼稚園の就園状況の構成割合



(2) 保育園の年齢別在籍者数と定員数

本町における認可保育園は、公立が1園です。保育園の在籍者数は増加を続けており、令和6（2024）年4月1日現在、335人の子どもが在籍し、入園率は100.0%です。

図表2-20 保育園の在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	在籍者	4	2	6	9	6
	定員	10	10	10	10	10
1歳	在籍者	48	40	47	37	46
	定員	48	40	47	37	46
2歳	在籍者	42	56	55	70	48
	定員	42	56	55	70	48
3歳	在籍者	56	49	73	59	84
	定員	60	60	73	60	84
4歳	在籍者	65	62	57	79	68
	定員	65	62	62	79	68
5歳	在籍者	66	68	66	63	83
	定員	66	68	66	63	83
合 計	在籍者	281	277	304	317	335
	定員	281	277	304	317	335
入園率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：子育て健康課（各年4月1日）

(3) 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

令和6（2024）年4月1日現在、本町における幼稚園は公立が1園です。幼稚園の在籍者数は減少傾向にあり、令和6（2024）年4月1日現在、43人の子どもが在籍し、入園率は14.3%です。

図表2-21 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	在籍者	30	42	23	22	16
	定員	100	100	100	100	100
4歳	在籍者	35	28	30	18	13
	定員	100	100	100	100	100
5歳	在籍者	29	32	20	27	14
	定員	100	100	100	100	100
合 計	在籍者	94	102	73	67	43
	定員	300	300	300	300	300
入園率		31.3%	34.0%	24.3%	22.3%	14.3%

資料：子育て健康課（各年4月1日）

(4) 放課後児童クラブの利用状況

令和 6（2024）年 4 月 1 日現在、本町には放課後児童クラブが 7 か所あります。放課後児童クラブは低学年の利用が多くなっており、学年が上がるにしたがい利用者が減少します（図表 2 - 22）。

放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、利用者は増加を続けています。

図表 2 - 22 放課後児童クラブの利用状況

単位：人

区 分	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
あさひっ子クラブ 1	11	8	10	7	4	3
あさひっ子クラブ 2	0	7	5	4	5	3
日の本クラブ I	5	5	14	2	1	3
日の本クラブ II	4	3	8	8	6	1
日の本クラブ III	10	11	3	2	2	1
日の本クラブ IV	11	6	4	9	2	0
日の本クラブ V	11	10	5	6	2	1
合計	52	50	49	38	22	12

資料：子育て健康課（令和 6（2024）年 4 月 1 日）

図表 2 - 23 放課後児童クラブの利用状況の推移

区 分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
放課後児童クラブの利用者数（人）	165	185	200	209	223

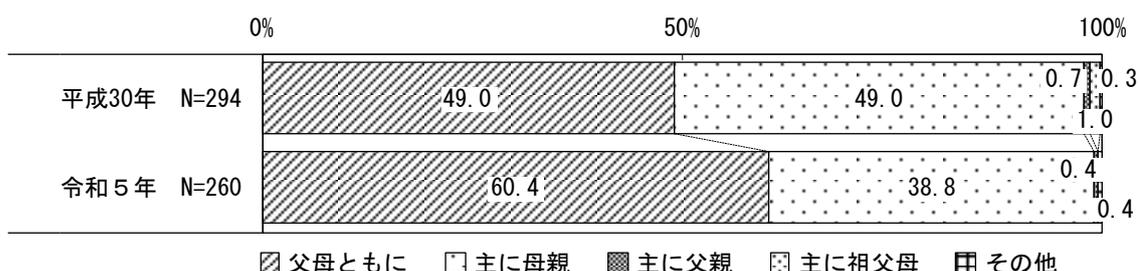
資料：子育て健康課（各年 4 月 1 日）

## 7 アンケート結果の概要

### (1) 主に子育てや教育をしている人

主に子育てや教育をしている人は「父母ともに」が 60.4%を占めており、次いで「主に母親」(38.8%)となっています。平成 30 (2018) 年度よりも、「父母ともに」が 11.4 ポイント上昇しています。

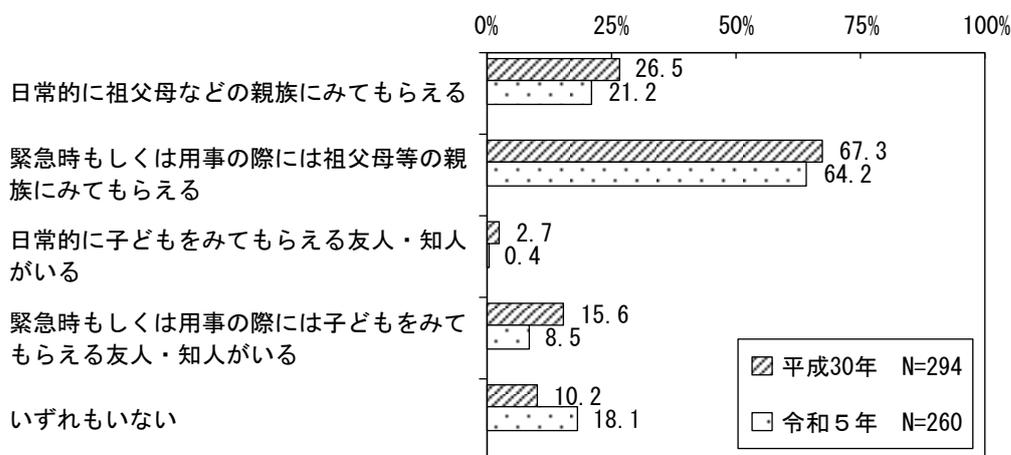
図表 2-24 主に子育てや教育をしている人 (就学前児童の保護者)



### (2) 子どもをみてくれる人がいるか

「日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」という設問では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 64.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(21.2%)となっています。「いずれもない」は 18.1%あり、平成 30 (2018) 年度よりも 7.9 ポイント高くなっています。

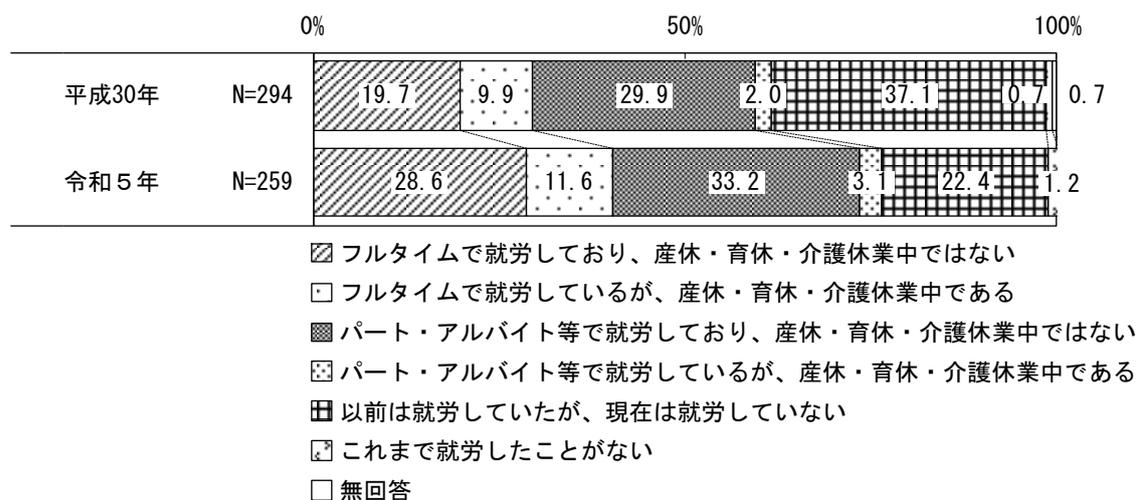
図表 2-25 子どもをみてくれる人がいるか (複数回答)



### (3) 母親の就労状況

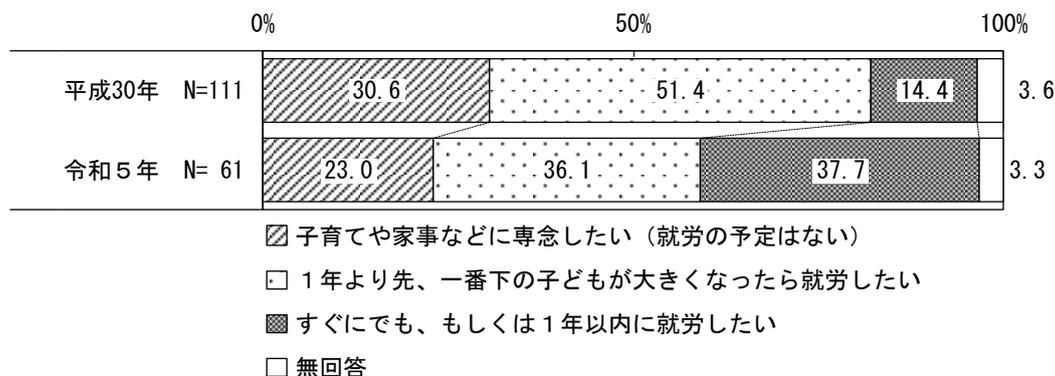
母親の就労状況は、「フルタイム」が 40.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(36.3%) が高くなっています。「産休・育休・介護休業中」は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると 14.7%になります。平成 30 (2018) 年度よりも「フルタイム」が 10.6 ポイント高くなっています。

図表 2-26 母親の就労状況 (就学前児童の保護者)



現在、仕事をしていない 61 人の母親の就労意向は、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 37.7%と最も高くなっており、平成 30 (2018) 年度と比較すると 23.3 ポイント高くなっています。

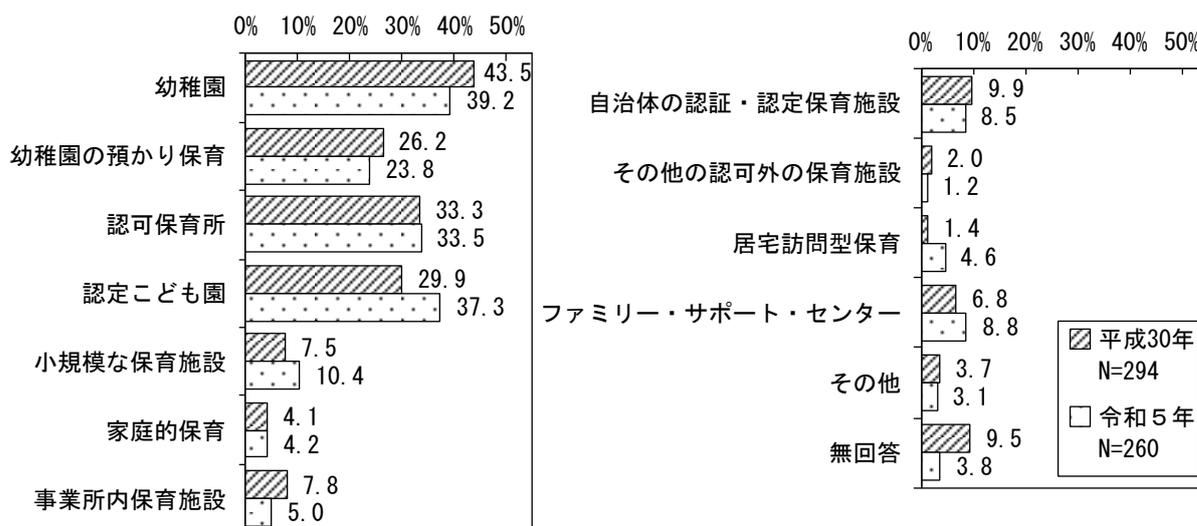
図表 2-27 働いていない母親の就労意向 (非就労の母親、就学前児童の保護者)



(4) 利用したい定期的な教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、平日の教育・保育事業として、定期的に利用したい事業は、「幼稚園」が 39.2%と最も高く、次いで「認定こども園」(37.3%)、「認可保育所」(33.5%) となっています。平成 30 (2018) 年度と比較して「認定こども園」が 7.4 ポイント高くなっています。

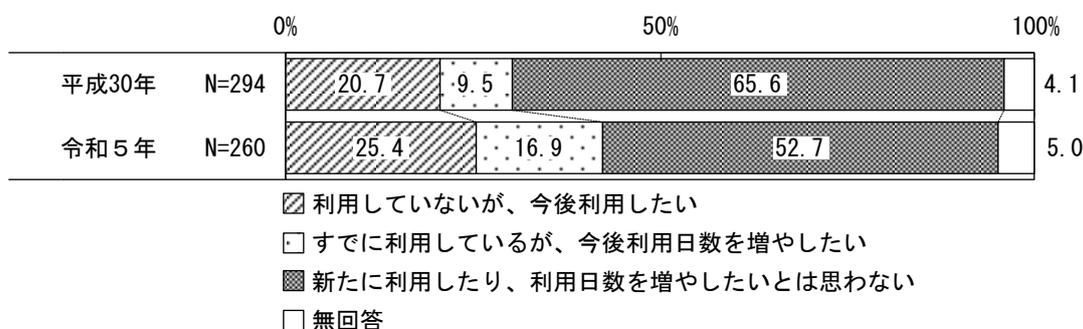
図表 2-28 利用したい定期的な教育・保育事業（就学前児童の保護者、複数回答）



(5) 地域子育て支援拠点事業の利用意向

地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が 25.4%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が 16.9%となっており、平成 30 (2018) 年度に比べて利用意向は高くなっています。

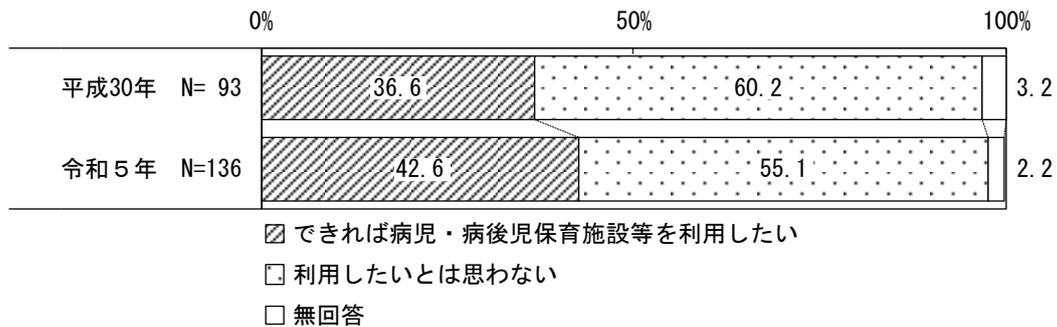
図表 2-29 地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童の保護者）



(6) 子どもが病気等で定期的な教育・保育事業ができなかった時の施設の利用意向

子どもが病気等で定期的な教育・保育事業が利用できず、親が仕事を休んで対処した人のうち、病児・病後児保育施設等を利用したいと答えた人は 42.6%となっており、平成 30（2018）年度と比べて 6.0 ポイント高くなっています。

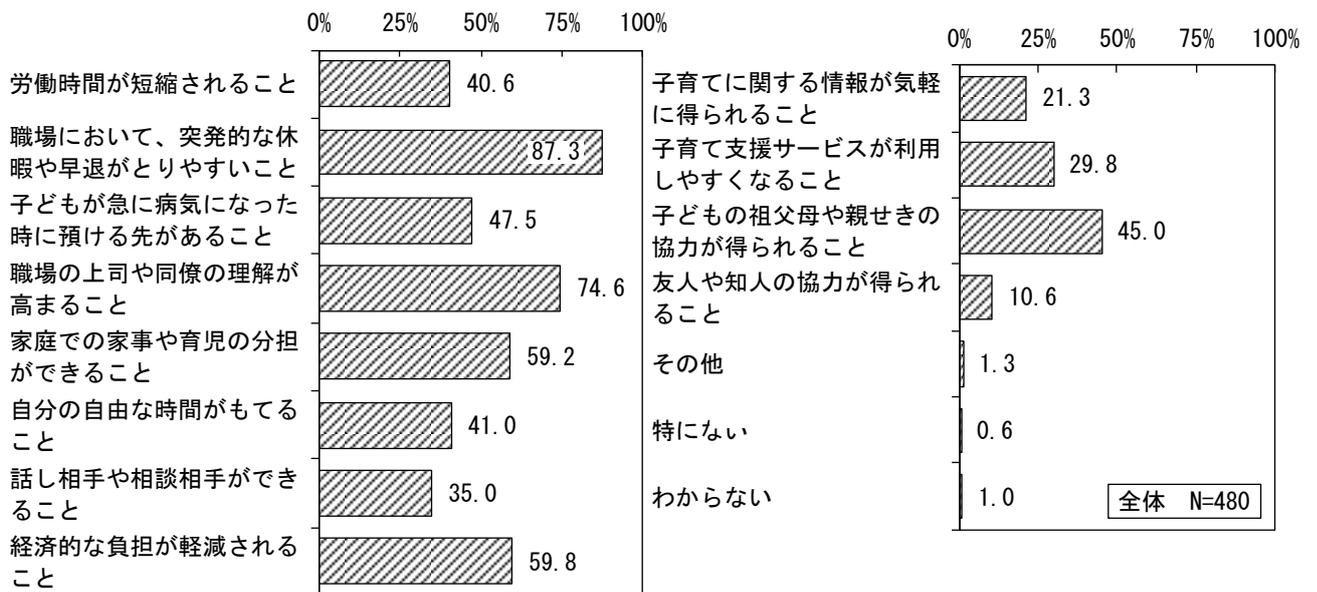
図表 2-30 子どもが病気等で定期的な教育・保育事業ができず、親が仕事を休んだ人の施設の利用意向（子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった際に親が仕事を休んだ人、就学前児童の保護者）



(7) 仕事と子育ての両立のために必要なこと

仕事と子育ての両立のために必要だと思うことをたずねたところ、「職場において、突発的な休暇や早退がとりやすいこと」が 87.3%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚の理解が高まること」（74.6%）、「経済的な負担が軽減されること」（59.8%）、「家庭での家事や育児の分担ができること」（59.2%）、「子どもが急に病気になった時に預ける先があること」（47.5%）などとなっています。

図表 2-31 仕事と子育ての両立のために必要なこと（小学生児童の保護者、複数回答）



## 8 現状やアンケート結果から見えてきた課題

---

### 課題1 共働き・子育ての推進

---

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しくなってきました。

そうした中、アンケート結果から、就労している母親の割合や仕事をしていない母親の就労意向が上昇しています。このような変化の背景には、男女共同参画社会の促進、子ども・子育て支援に係る制度の充実、人手不足による女性の労働力への需要の増大、経済的に共働きをせざるを得ない世帯の増加などが要因としてあげられます。また、育児に参画している父親の割合は上昇しており、仕事と育児の両立に関する意識の変化が見られます。

共働き世帯が増加し、結婚・出産後も仕事を続ける人が多い中、男女がともに仕事などで自己実現を図りつつ相互に協力しながら子育てをすることができる社会の実現を目指し、仕事と家庭生活の両立がしやすい環境や地域全体で子育て家庭を支える機運を醸成していくことが重要です。

### 課題2 子どもの居場所づくり

---

本町の放課後児童クラブの利用者数は増加を続けており、特に、小学校低学年時の子どもの放課後の過ごし方として大きな役割を担っています。放課後児童クラブをはじめとする、子どもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを行うことが重要です。

### 課題3 子育て支援サービスの利用促進

---

アンケート結果から、地域子育て支援拠点事業や病児保育の利用意向が平成 30 (2018) 年に比べて高くなっており、子育て支援サービスに対するニーズが高くなっていることがうかがえます。共働きの子育て世帯の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができる地域づくりに向けて、子育て支援サービスの充実や情報発信の強化を図り、利用しやすい体制を整えることが重要です。



**第3章**  
**計画の基本的な**  
**考え方**

## 1 基本理念

「第2期計画」では、「地域の未来をみんなで育てる子育て支援のまちあさひ」を基本理念に掲げ、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現に向けて取り組んできました。

子どもの育ちについては、子どもの保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識を持ちつつ、子どもたちが自立した個人として健やかに成長でき、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるまちを実現するとともに、親世代にとって安心して子どもを生み育てることができるように、社会全体で支援していくことが重要であり、本計画は、子どもの最善の利益が尊重される社会の実現、すなわち子どもの生存と健全な発達が保障される社会を目指す計画としていく必要があります。

今日、子どもや子育て当事者を取り巻く環境には、いじめ、虐待、貧困、不登校、ヤングケアラーをはじめとする様々な課題が生じています。これらは、子どもの成長や発達にも影響を与えるため、子どもを守り、その成長を支える取組の充実が必要です。

本計画においては、「第2期計画」の基本理念を踏襲するとともに、まちづくりの方向性を示す「第6次朝日町総合計画」の将来像である「みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町」を勘案し、「あかるい未来を みんなで育てる 子どもの笑顔輝くまち あさひ」を基本理念に掲げ、家庭、地域、事業所、関係団体・関係機関、行政等が互いの役割を果たしながら、地域の宝である子どもたちの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの成長や発達に応じた支援及び整備を行い、その成長を見守り支えることで、安心して子育てに取り組む、子どもたちが心も体も元気に成長できる環境の実現を目指します。

### 基本理念

**あかるい未来を みんなで育てる  
子どもの笑顔輝くまち あさひ**

## 2 基本目標

---

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会で子ども・子育て支援を実施する仕組みの構築が必要となっています。

基本理念「あかるい未来を みんなで育てる 子どもの笑顔輝くまち あさひ」の実現に向けて、次の3つの基本目標を柱として施策を展開します。

### 基本目標1 地域で子育てを支える環境づくり

---

本町は自然が豊かで歴史や伝統があるまちであり、地域で声を掛け合い、見守り支えあうまちでもあります。地域のさまざまな人が子育てに関心を持ち、子育て支援に関わる多様な機関・団体が連携を図ることで、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

### 基本目標2 子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり

---

本町の子どもたちが就学前からの切れ目ない質の高い教育や保育を受けることのできる環境づくりを進めるとともに、本町の豊かな自然や地域の人々とのふれあいを通じて、生命の尊さや互いを思いやることの大切さを学ぶことができる環境づくりを進めます。

### 基本目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

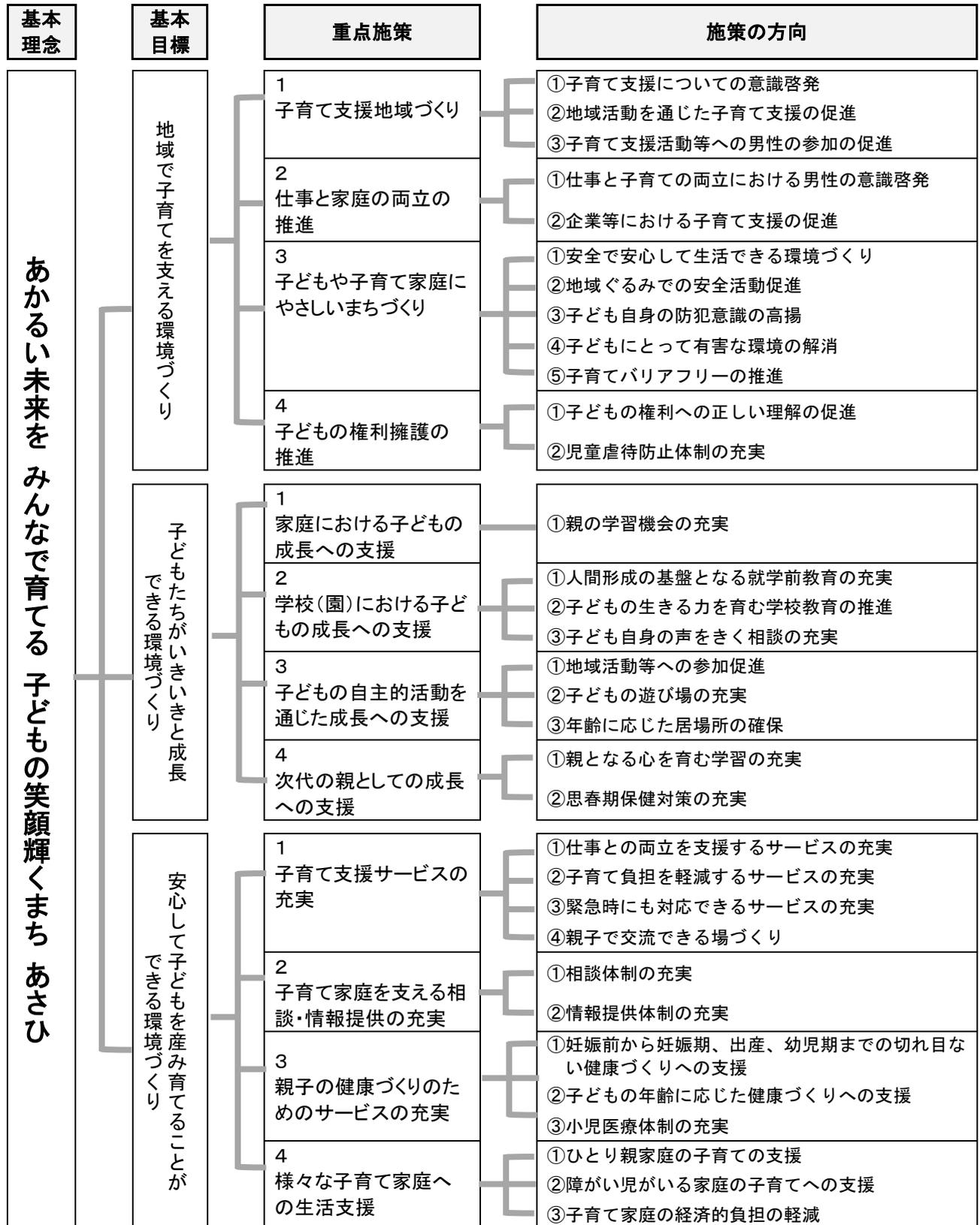
---

子どもと子育て中の保護者が安心して日常生活を送れるよう、また、子どもや子ども連れでの行動に心理的な負担感や不安感を持つことなく、伸び伸びと自由に行動できるように、安全に暮らせる生活環境の整備を推進します。また、障がいのある子どもや、ひとり親家庭、貧困家庭等、とくに支援が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた支援を充実させていきます。



**第4章**  
**子ども・子育て支援の**  
**取組・事業**

# 1 施策の体系



## 2 施策の展開

### 基本目標 1 地域で子育てを支える環境づくり

#### (1) 子育て支援地域づくり

家庭における子育ての不安や悩みを解消していくため、相談支援や子育ての学習の機会、交流の場を設けます。さまざまな主体が子育てに関心を持ち、地域ぐるみで子育てに関わる環境をつくります。

#### ▶具体的施策

##### ①子育て支援についての意識啓発

事業名	事業概要	担当課等
広報誌による啓発事業	毎月発行の広報あさひに子育て支援だよりを掲載し、子育て支援の啓発を行います。	子育て健康課

##### ②地域活動を通じた子育て支援の促進

事業名	事業概要	担当課等
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実	場所の確保を図り、保育士による子育て相談やベビーマッサージを行うことで子育て支援を充実します。	あさひ園
子ども家庭センター	母子保健分野と児童福祉分野の連携を強化し、18歳までのすべての子どもとその世帯、すべての妊産婦等の健やかな成長のために継続的かつ途切れのない支援を行います。	子育て健康課

##### ③子育て支援活動等への男性の参加の促進

事業名	事業概要	担当課等
講座の充実	小学校1年生から6年生とその保護者を対象に、親子料理教室実施し、親子で楽しい料理実習を通して、家族のコミュニケーションや役割分担を考えます。	広報・町民課

## (2) 仕事と家庭の両立の推進

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを地域全体で支援する環境整備に向けて、国、県、関係団体等との連携を図りながら就労者、事業者、町民等の固定的な役割分担意識や職場優先の意識を改革するための広報・啓発活動や教室の開催を積極的に推進し、男性の家事・子育てへの主体的な参画の促進を図ります。

また、育児休業制度やこども基本法、次世代育成支援対策推進法等の関係法制度に関する各事業者への啓発活動を進めるとともに、就労者がその理解を深めることで、制度の定着を図ります。

### ▶具体的施策

#### ①仕事と子育ての両立における男性の意識啓発

事業名	事業概要	担当課等
パパママ教室、プレママ教室（マタニティ教室）	講話や妊婦体験等を通して男性の子育てに対する意識啓発を行います。	子育て健康課
男女共同参画意識推進事業による啓発	男女共同参画を推進する関係団体との連携により、講演会、映画祭、親子料理教室等を開催し、男女共同参画についての啓発を行います。	企画情報課

#### ②企業等における子育て支援の促進

事業名	事業概要	担当課等
子育て支援についての情報提供	育児休業制度や介護休業制度に関する情報提供に努め、周知します。	子育て健康課
母性健康管理指導事項連絡カードの普及啓発	妊娠した女性とおなかの赤ちゃんを守るため、医師等から母体または胎児の健康保持などについて受けた指導を職場に的確に伝達する「母性健康管理指導事項連絡カード」を普及啓発します。	子育て健康課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発	育児・介護休業の制度利用促進、労働時間短縮やフレックスタイム制等の多様な働き方の実施に向けて、朝明商工会等の関係機関と連携しながら、事業所などに普及啓発を促進します	広報・町民課 産業建設課

### (3) 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもを犯罪等から守るため、防犯カメラや警報機を設置し、維持管理を行います。

また、不審者情報の発信やパトロールの実施など安全への意識を高める事業を展開します。

#### ▶具体的施策

##### ①安全で安心して生活できる環境づくり

事業名	事業概要	担当課等
防犯設備	防犯灯等の設置、維持・管理を行います。また、地下道に設置された防犯カメラや警報機の維持管理を行います。	総務課 産業建設課

##### ②地域ぐるみでの安全活動促進

事業名	事業概要	担当課等
子ども 110 番の家の設置促進	企業や店舗、個人に設置を依頼し、犯罪行為から子どもたちを一時的に保護し、警察に通報します。子どもの通学路を重点とし、設置数の増加を推進していきます。	生涯学習課
防犯ブザーの配布	新1年生に対して防犯ブザーの配布を実施します。(朝明商工会様寄贈)	教育課
不審者情報等のメール配信等	登録者に対し、保育園・幼稚園・小学校・中学校が不審者情報のメール等を配信し、注意喚起を行います。	教育課
通学時の交通安全指導	四日市北地区交通安全協会朝日支部と連携し、交通指導を実施します。	総務課

### ③子ども自身の防犯意識の高揚

事業名	事業概要	担当課等
防犯体制の強化	警察と連携し、情報の提供や防犯について周知します。	総務課

### ④子どもにとって有害な環境の解消

事業名	事業概要	担当課等
地域での見守り活動の推進	地域での見守り隊の活動を支援します。	企画情報課
朝日町少年補導委員によるパトロール	夜間パトロール活動や警察との情報交換を行います。	生涯学習課

### ⑤子育てバリアフリーの推進

事業名	事業概要	担当課等
道路・施設等のバリアフリー化	トイレの洋式化や段差の解消に努め、バリアフリー化を図ります。	教育課 生涯学習課 あさひ園 防災保全課 産業建設課

## (4) 子どもの権利擁護の推進

子どもの最善の利益を図るためには、子どもを権利の主体として認識し、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、子どもの権利を保障することが重要です。子どもが、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶ機会の充実を図るとともに、自らのことについての意見を表明することや、社会への参画を促します。また、地域全体で児童虐待予防と早期発見・早期対応、再発防止、さらに社会的自立に至るまで虐待問題の全体にわたって取り組む体制の充実を図ります。

加えて、家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの問題は、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあるため、学校や家庭と連携したアウトリーチ支援による早期発見・早期支援に努めます。

▶具体的施策

①子どもの権利への正しい理解の促進

事業名	事業概要	担当課等
「児童の権利に関する条約」の普及啓発	児童の権利に関する条約は、4つの権利を守ることを定めており、子どもの養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が成されるよう、子どもの権利擁護を推進します。	子育て健康課
人権・同和教育講座などの開催	朝日町人権同和研究協議会が企画・運営して、人権・同和教育講座、講演会、学習会などを開催します。	広報・町民課 教育課 生涯学習課
子どもの意見表明の機会の創出	子どもの意見表明、参加を促すとともに、子どもの権利をめぐる意識の向上に努め、啓発・広報の充実を推進します。	子育て健康課
ヤングケアラーへの支援の充実	「ヤングケアラー」の認識や理解を深めるため、子どもの権利などについての普及啓発を図ります。福祉、介護、医療、教育、地域等の情報共有・連絡体制の推進に努めます。	あさひ園 小学校 中学校 教育課 子育て健康課 保険福祉課

②児童虐待対策の充実

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策地域協議会の充実	虐待を未然に防ぐとともに、事後に迅速かつ適切な支援が行えるよう、要保護児童等対策地域協議会を活用し、各関係機関との連携強化を図り、各々の役割を把握・徹底することで、再発防止に取り組む体制の充実を図ります	子育て健康課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	子育て健康課
妊婦一般健康診査事業	安全・安心に妊娠期を過ごすため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立します。	子育て健康課
乳幼児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達を確認し、必要に応じた指導を行うとともに親子関係・親子の心の状態の観察、相談を行い、虐待の未然防止・早期発見システムを構築します。	子育て健康課

## 基本目標 2 子どもたちがいきいきと成長できる環境づくり

### (1) 家庭における子どもの成長への支援

地域の社会資源を活用しながら、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者が学校運営に参加・支援する仕組みづくりを推進します。

#### ▶具体的施策

##### ①親の学習機会の充実

事業名	事業概要	担当課等
郡PTA補助	三重郡内PTA活動への補助を行います。また、三重郡内PTAの連絡調整を行うことにより、本町のPTA活動の推進を図っています。	教育課
小学校PTA補助	小学校PTA活動が円滑に行えるよう、補助します。	教育課
中学校PTA補助	中学校PTA活動が円滑に行えるよう、補助します。	教育課

### (2) 学校（園）における子どもの成長への支援

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育活動を展開していきます。

また、児童・生徒が学校以外の場で、様々な文化や芸術に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流、自然との触れ合いなど、様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育む機会を提供します。

さらに社会に参加、貢献する喜びを実感できるよう、地域活動ボランティアなどに参加する機会の拡充を図ります。

#### ▶具体的施策

##### ①人間形成の基盤となる就学前教育の充実

事業名	事業概要	担当課等
教育・保育の充実	園での生活環境の中で、園児一人ひとりがもつ様々な可能性を引き出し、自発性や自主性及び主体性を育み生涯にわたっての人格形成の基礎を培います。	あさひ園

事業名	事業概要	担当課等
異年齢交流の充実	異年齢の園児が、自由活動、園外保育等の行事で交流し、豊かな人間性や社会性を育みます。	あさひ園
多世代交流事業の充実	老人クラブの方と、いも苗植えやいも掘りや伝統あそびなど交流し、自然とのふれあいなど、様々な体験をします。また、老人施設で、園児が歌や手あそびの発表をすることで、社会に参加貢献する喜びを体験します。	あさひ園

## ②子どもの生きる力を育む学校教育の推進

事業名	事業概要	担当課等
学力検査事務委託	CRT学力検査を実施、結果を分析し、「強み」「弱み」を踏まえた指導支援を行うことにより、個々の持つ「学力」における長所及び短所の伸張を図ります。	教育課
北勢地区私学振興補助	本町居住の生徒が在学する北勢地区私立高等学校へ補助し、公立と私立間の格差是正を行います。	教育課
総合的な学習	総合的な学習を通して、地域の人々とふれあい、福祉体験や自然に親しむ体験的な活動を進め、豊かな人間性を育成します。	教育課
農業体験学習	米づくりを通して環境保全や食料生産についての体験的な活動を行い、日本の農業について考える基盤をつくります。	教育課
児童・生徒の活動支援事業	児童・生徒の体育及び文化活動での交流を図ります。	教育課
芸術・文化ふれあい事業	国際化社会に対応できる、日本の伝統や新しい文化を理解できる児童を育成します。	教育課
自然教室の開催	学校や家庭・地域ではできない体験活動の場として自然教室を開催します。	教育課
ボランティア活動など体験学習	ボランティア活動や職場体験活動等の体験学習を通じ、豊かな心の育成を図ります。	教育課
英語活動の推進	国際公用語の英語との良い出会いと学びを大切にするため、外国人講師を活用し、園児・小学生からの外国語（英語）活動の推進・充実を図り、国際理解教育の推進と、国際性を養成する教育に努めます。	教育課

事業名	事業概要	担当課等
日本語適応指導員の配置	外国人の児童生徒を支援するため、学校（園）へ日本語適応指導員を配置します。	教育課
環境教育の推進	よりよい環境の創造のための実践的態度・能力の育成のために、清掃活動等、環境教育の推進に努めます。	教育課
特色ある学校づくりの推進	校長から学校づくりビジョンのヒアリングを行い、特色ある学校づくりを推進します。	教育課
学校づくり協力者会議	学校（園）と保護者・地域住民等が互いに連携して信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもたちの健全育成への取り組みを行います。 また、コミュニティ・スクールの実現に向け改善していきます。	教育課 あさひ園
教職員の資質の向上	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善及び子どもたちの課題解決のための研修を行います。	教育課
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	あさひ園 小学校 中学校

### ③子ども自身の声をきく相談の充実

事業名	事業概要	担当課等
心の相談員の配置	専門の職員を配置し、子どもの成長や子育ての不安を取り除く支援を行います。	教育課 あさひ園
小中学生へのSOSの出し方に関する教育	保健体育の授業において、不安や悩みを抱えたときの対処の方法について指導します。	教育課
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	町内小中学校の児童生徒に、こころの健康と相談先に関する啓発物を配布します。	子育て健康課
こころの教室相談員の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	こころの教室相談員を配置するとともに、県のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施します。	教育課

### (3) 子どもの自主的活動を通じた成長への支援

子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行うとともに、全ての子どもが相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、地域で子どもに関する様々な活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力していくことができるよう支援を行います。

#### ▶具体的施策

##### ①地域活動等への参加促進

事業名	事業概要	担当課等
各種団体の育成支援	子ども会やスポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等が自主性・民主的な地域に根ざした活動ができるように支援しその育成を図ります。	生涯学習課

##### ②子どもの遊び場の充実

事業名	事業概要	担当課等
児童館の運営・管理	子どもたちが安全・安心に利用できる施設として、児童館を管理・運営します。	子育て健康課
公園の維持・管理	子どもたちが安全に遊べる場を確保するように努めます。	企画情報課

##### ③年齢に応じた居場所の確保

事業名	事業概要	担当課等
子ども居場所づくり事業	子どもの居場所を確保します。また、事業委託を行うことでも居場所づくりを図ります。	生涯学習課
放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施します。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定します。	生涯学習課

#### (4) 次代の親としての成長への支援

保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。また、友人やマスメディア、インターネット等による影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。さらに、学校や関係機関と連携し、健全な青少年の育成を図ります。

#### ▶具体的施策

##### ①親となる心を育む学習の充実

事業名	事業概要	担当課等
青少年育成町民会議	広く町民の総意を結集し、行政施策と呼応して次世代を担う青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
幼児との触れ合い体験学習	生徒が幼児の生活に関心をもち、課題をもって幼児の生活に役立つものを製作したり、一緒に遊んだりするなどのふれあい体験を通して、幼児への理解と関心を高めるとともに、幼児と適切に関わることができるようにします。	教育課

##### ②思春期保健対策の充実

事業名	事業概要	担当課等
思春期の保健対策の強化と健康教育	喫煙や薬物等に関する教育、命の大切さ・心の問題に対する取組の充実を図ります。また、健康的な生活習慣の確立を推進します。	教育課

## 基本目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

### (1) 子育て支援サービスの充実

多様化する保育ニーズや働き方に対応できるよう、保育施設の維持・管理に努めるとともに、延長保育、緊急一時保育などの保育サービス、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）などを充実します。また、すべての子育て家庭が不安や負担を抱え込むことなく子育てできるように、子育て支援サービスの充実を図ります。

#### ▶具体的施策

##### ①仕事との両立を支援するサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
広域保育事業	本町で受け入れが困難な児童に対し、広域委託にて保育を可能にしています。	あさひ園
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	放課後において、子どもの遊びや生活の場を確保し、健全な育成を図ります。	子育て健康課
通常保育業務	保育を必要とする家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
延長保育事業	通常保育時間外で保育が必要な家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
放課後子ども教室推進事業（再掲）	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施します。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定します。	生涯学習課
あさひ園の機能強化	実際の受け入れ園児数によって、必要な施設整備や人員配置を行い、より安心できる保育・幼児教育が行えるように機能強化を図ります。	あさひ園

##### ②子育て負担を軽減するサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育て支援センターを活用し、子育て家庭の交流の場を提供します。	あさひ園
通常保育事業（再掲）	保育を必要とする家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園
延長保育事業（再掲）	通常保育時間外で保育が必要な家庭に対し、保育サービスを提供します。	あさひ園

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の実施に向けた検討	子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、令和8年度から実施予定の乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に向け、提供体制の確保等についての検討を行います。	子育て健康課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	ファミリー・サポート・センターによる育児サポートを実施します。	子育て健康課
緊急一時保育	冠婚葬祭や急病等、緊急的に保育が必要になったときに保育園にて子どもを預かります。	あさひ園
放課後子ども教室推進事業 (再掲)	放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、宿題や軽スポーツ、遊びを実施しています。また、安全を重視するため、中・高学年の下校時に合わせて終了時刻を設定しています。	生涯学習課
児童手当の給付	国の制度に基づき児童手当を給付します。	子育て健康課
障がい児保育・療育	保育士の加配や障がいに関する専門の知識を有する職員を配置し、保育園や幼稚園における障がい児の受入体制や相談体制を充実し、就学前児童に対して適切な保育・療育を実施します。また、そのために必要な保育士の人員配置、支援が行いやすい施設の整備に努めます。	子育て健康課 あさひ園 教育課

### ③緊急時にも対応できるサービスの充実

事業名	事業概要	担当課等
緊急一時保育(再掲)	冠婚葬祭や急病等、緊急的に保育が必要になったときに保育園にて子どもを預かります。	あさひ園
緊急サポートネットワーク事業	共働き、働くひとり親の方に対し、サポートセンターを通じて、緊急時の一時預かり、宿泊預かり等を実施します。	子育て健康課

### ④親子で交流できる場づくり

事業名	事業概要	担当課等
児童館運営	親子の交流や子ども同士、親同士の交流ができる機会を提供します。	子育て健康課

## (2) 子育て家庭を支える相談・情報提供の充実

すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりを持って子育てができるように、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、身近なところで子育てについて相談できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

### ▶具体的施策

#### ①相談体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
看護師の配置	保育園に看護師を配置し、保護者の子育てに対する不安を解消します。	あさひ園
心の教室相談員の配置 (再掲)	心の教室相談員を配置し、子どもの成長や子育ての不安を取り除く支援を行います。	教育課 あさひ園

#### ②情報提供体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
健康カレンダーの作成・配布	健康カレンダーを作成し、各種教室や健康診査のお知らせを行います。	子育て健康課

## (3) 親子の健康づくりのためのサービスの充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。また、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

### ▶具体的施策

#### ①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない健康づくりへの支援

事業名	事業概要	担当課等
プレコンセプションケアの取組の推進	不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促します。	子育て健康課

事業名	事業概要	担当課等
母子保健事業	母子健康手帳の交付、相談事業、健康教育、健康診査、訪問指導等により、母子に関する疾病予防・健康の保持増進を図り、安心して子どもを産み育てることができるように支援します。	子育て健康課
妊婦一般健康診査事業 (再掲)	安心・安全に妊娠期を過ごすため、医療機関に委託して健康診査を実施し、健康管理体制を確立します。	子育て健康課
こんにちは赤ちゃん訪問 事業(再掲)	生後4か月までのすべての乳児のいる家庭を対象に訪問を実施し、育児不安の解消を図ります。	子育て健康課
乳児一般健康診査	乳児の発育・発達の異常を早期に発見し、適切な医療と保健指導を実施します。	子育て健康課
7・8か月児健康相談	乳児の発育・発達の異常を早期に発見し、必要に応じた指導を行います。家庭での事故予防、むし歯予防等、月齢に応じた健康教育を行います。	子育て健康課
1歳6か月児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達を確認し、必要に応じた指導を行います。生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する相談・指導などを行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	子育て健康課
2歳児歯科検診事業	1歳6か月児健診から3歳児健診の2年間でむし歯の罹患率が急速に増加していることから、2歳児に歯科検診・健康教育を実施し、むし歯を予防します。	子育て健康課
3歳児健康診査事業	幼児期の身体発育及び精神発達を確認し、必要に応じた指導を行います。生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する相談・指導などを行い、幼児の健康の保持増進を図ります。	子育て健康課
出産・子育て応援給金	妊娠、出産、育児に関する不安や悩みなど、一人ひとりの妊婦や子育て家庭に面談等を通じて寄り添いながら、出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減します。	子育て健康課

## ②子どもの年齢に応じた健康づくりへの支援

事業名	事業概要	担当課等
三重郡学校保健事業	園医・歯科医・薬剤師・園関係者を対象に三重郡内の園児の健康に関わる啓発活動及び研修活動を行い、幼稚園における保健衛生及び安全教育の充実を図ります。	教育課
独立行政法人日本スポーツ振興センター事業	園の管理下における災害に関する必要な給付金及び健康保持推進を図ります。	教育課 あさひ園
予防接種	定期予防接種を実施し、感染症の予防を行います。おたふくかぜ（任意接種）について一部接種費用の助成を行います。	子育て健康課
健康教育の推進	児童の心身の発達、健康な体について考え、健康教育の推進を図ります。	教育課
食育の推進	日常の給食指導の他、食べることへ興味を持たせ、大切さを伝えます。献立表・給食だよりの配布など、保護者に向けても食生活について啓発を行い、食生活改善推進員と連携しながら園、学校において食育の推進を図ります。	教育課 あさひ園
食生活相談・指導の充実及び栄養改善事業の推進	食生活の相談及び個別指導の充実及び正しい栄養知識の普及を図ります。	子育て健康課
睡眠の確保に対する啓発	「早寝・早起き・朝ごはん」の啓発により、子どもやその親に対する睡眠についての適切な知識の普及を図ります。	教育課 あさひ園

## ③小児医療体制の充実

事業名	事業概要	担当課等
特定不妊治療費等（先進医療・回数追加）及び不育治療等の費用助成	特定不妊治療等（先進医療・回数追加）及び不育治療等を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	子育て健康課
乳幼児等医療費助成	乳幼児等医療費助成により、経済的負担の軽減を図ります。	子育て健康課
救急医療の確保	病院郡輪番制病院運営費を負担し、休日夜間の医療を確保します。	子育て健康課
医療情報提供の充実	救急情報システムにより、医療機関の情報を提供します。	子育て健康課

#### (4) 様々な子育て家庭への生活支援

ひとり親家庭での経済的な問題や、父子家庭における家事や子育てに不慣れなことによる問題などを抱えているケースが少なくありません。ひとり親家庭の親や子が安心して暮らしていけるよう、精神的支援や経済的支援、就労支援に関する情報提供や相談体制を充実していきます。

また、子どもの成長や発達に関する悩みや不安を抱える保護者に対する相談支援体制を充実させ、一人ひとりの発達特性を早期に発見・把握することで、適切な支援やサービスにつなげます。

#### ▶具体的施策

##### ①ひとり親家庭の子育ての支援

事業名	事業概要	担当課等
ひとり親家庭相談の充実	(県) 母子・父子自立支援員を活用し、ひとり親家庭等に対する福祉向上のため、多様な生活相談に応じられる体制を確保します。	子育て健康課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て健康課
児童扶養手当の給付等	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当支給等による自立生活の支援を行い、児童の心身の健やかな成長に寄与します。	子育て健康課
就労指導の充実及び就労の場の確保	経済的事情で児童の養育が十分できないひとり親に、(県) 母子・父子自立支援員による生活指導を行いながら、実社会で自立し、生活できるよう援助します。また、県事業を活用し、ひとり親家庭に対し、職業能力の開発支援、休業期間中の生活支援を実施し、安定した就労を促進します。	子育て健康課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進	(県) ひとり親家庭等が、さまざまな事由により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して、必要な介護・保育等の支援を行うことによって、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。 また、家庭生活支援員の確保に努めます。	子育て健康課

②発達が気になる子どもへの支援

事業名	事業概要	担当課等
特別支援教育推進事業	園児、児童、生徒、保護者及び職員を対象に、各園及び各学校において、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの支援を受けて、巡回相談、保護者面談及び研修会等を実施します。	教育課
障がい者自立支援センター運営	日常生活の支援、相談への対応、地域交流活動などを行うことにより、障がい者（児）の介護者への一時的休息、将来的な自立、社会参加及び社会復帰の促進を図ります。	保険福祉課 子育て健康課
児童発達支援事業	療育の観点から集団療育及び個別療育が必要な就学前の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を実施します。	子育て健康課
放課後等デイサービス事業	学校に就学している障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援等を継続的に提供することにより、子どもの自立を促進するとともに、子どもの居場所づくりを行います。	子育て健康課
育児相談・発達相談	保健師・みえ発達障がい支援システムアドバイザー・管理栄養士・助産師による育児・発達・障がいの相談を行っています。	子育て健康課
作業療育相談	体幹の弱さ・手先の不器用などの身体発達が児童と保護者・保育士・教員を対象に、作業療育士による相談を行います。	子育て健康課
すくすく相談	言葉の遅れ、吃音などの児を対象に、言語聴覚士による発達相談を行います。	子育て健康課
のびのび相談	発達が気になる児童・生徒を対象に臨床心理士による発達検査や発達相談を行います。	子育て健康課
すこやか相談	自閉症と診断された児童・生徒の保護者を対象に、自閉症センターの相談員が支援に関する相談を行います。	子育て健康課

事業名	事業概要	担当課等
障がい児保育・療育（再掲）	保育士の加配や障がいに関する専門の知識を有する職員を配置し、保育園や幼稚園における障がい児の受入体制や相談体制を充実し、就学前児童に対して適切な保育・療育を実施します。また、そのために必要な保育士の人員配置、支援が行いやすい施設の整備に努めます。	子育て健康課 あさひ園 教育課
相談支援事業	障がい児の精神福祉相談、知的障がい児の療育相談、就職相談を行います。	子育て健康課
就学指導	障がい児自身や保護者の意向を尊重しながら、各関係機関と連携し、適切な就学指導を行います。	教育課
特別支援教育（再掲）	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	あさひ園 小学校 中学校
心身障害者医療費助成	障がい者等の医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て健康課

### ③子育て家庭の経済的負担の軽減

事業名	事業概要	担当課等
福祉医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。	子育て健康課

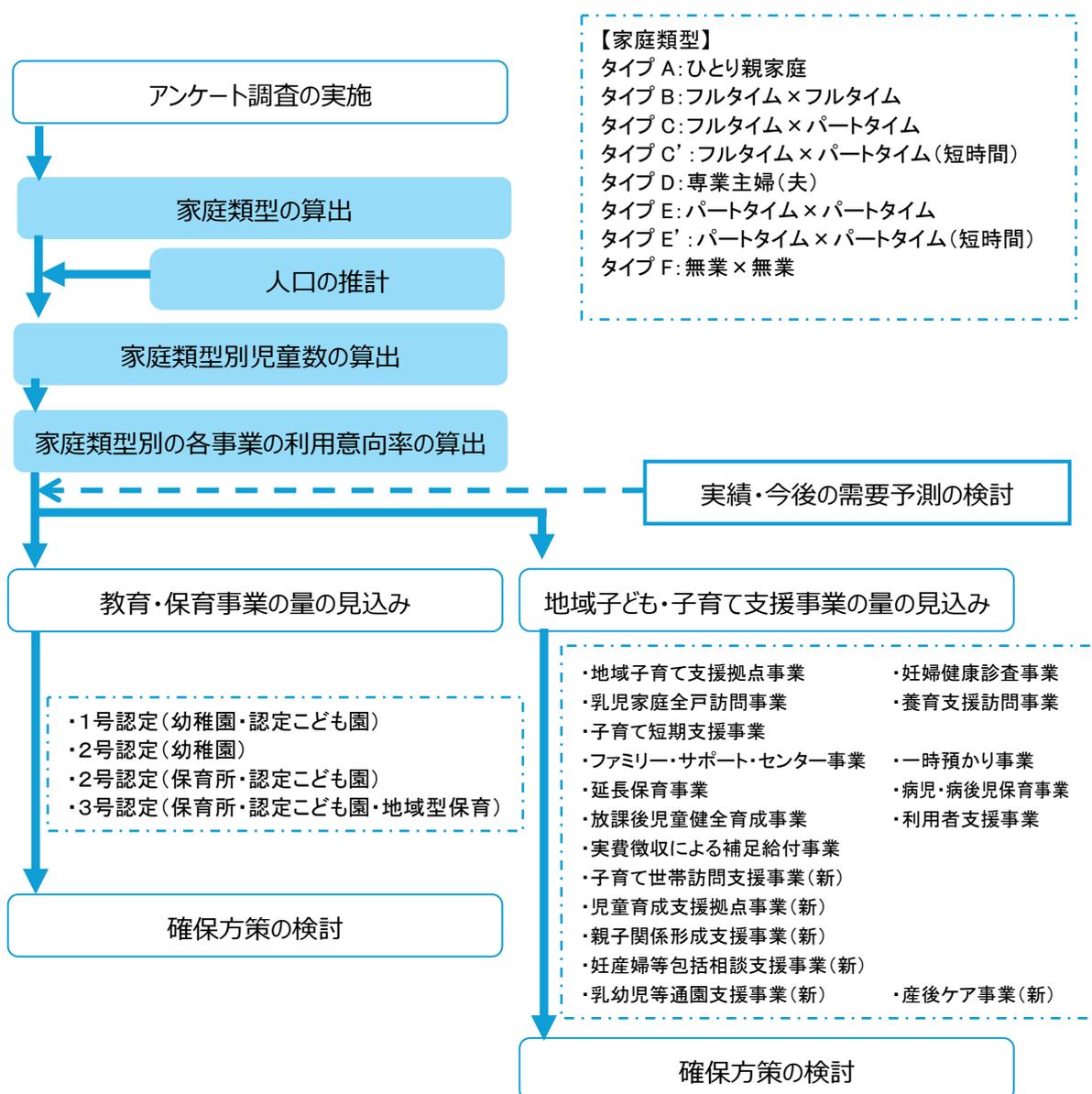
**第5章**  
**教育・保育の量の見込み**  
**と確保方策**

# 1 量の見込みの考え方

## (1) 目標事業量の設定と算出方法

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7（2025）年度を初年度とする5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本町においても、令和5（2023）年度に実施した「朝日町子ども・子育てに関するアンケート調査」を基に、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しました。



## (2) 子どもの数の将来推計

本町の子ども数の将来推計をみると、0歳～11歳の人口は減少傾向にあり、令和7（2025）年度では1,289人、令和11（2029）年度では1,219人と5年間で70人減少する見込みです。

年度 年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	91	94	92	96	97
1歳	80	92	96	94	98
2歳	95	81	93	97	95
3歳	91	98	84	96	100
4歳	125	90	97	83	95
5歳	102	126	91	98	84
6歳	123	102	126	91	98
7歳	110	123	102	126	91
8歳	107	110	123	102	126
9歳	123	107	110	123	102
10歳	110	123	107	110	123
11歳	132	110	123	107	110
計	1,289	1,256	1,244	1,223	1,219

## (3) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本町では朝日町全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

町内には現在、幼児期の学校教育や保育を担う施設として、幼稚園（1園）、保育園（1園）を設置しています。

各施設の特徴は下記の通りです。

施設名	対象	内 容
幼稚園	3～5歳	生涯にわたる人格形成の基礎を培うための幼児期の教育を行う施設。
保育園	0～5歳	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設。

また、教育・保育の量の見込みと確保の内容は、子ども・子育て支援制度において、認定区分ごとに見込むこととされているため、1～3号の認定ごとに分けて算出しました。

図表5-1 教育・保育の実績

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	143	144	144	112	43
2号認定	187	179	196	201	235
3号認定	94	98	108	116	100
0歳	4	2	6	9	6
1歳	48	40	47	37	46
2歳	42	56	55	70	48

図表 5-2 教育・保育の見込みと確保方策

【1号認定】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	82	81	70	71	72
確保方策	82	81	70	71	72
②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	82	81	70	71	72
③確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
④提供量合計 (②+③)	82	81	70	71	72
過不足 (④-①)	0	0	0	0	0

【2号認定】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	232	228	198	202	203
幼児期の学校教育の利用希望が強い	28	27	24	24	24
上記以外	204	201	174	178	179
②確保方策	232	228	198	202	203
③特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	232	228	198	202	203
過不足 (③-①)	0	0	0	0	0

【3号認定 (0歳)】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	10	10	10	10	10
②特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
③地域型保育事業	2	2	2	2	2
④提供量合計 (②+③)	10	10	10	10	10
過不足 (④-①)	1	1	1	1	1

## 【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	106	103	114	115	116
1歳児	44	50	52	51	53
2歳児	62	53	62	64	63
確保方策	111	111	111	111	111
②特定教育・保育施設	108	108	108	108	108
③地域型保育事業	3	3	3	3	3
④提供量合計（②+③）	111	111	111	111	111
過不足（④-①）	5	8	▲3	▲4	▲5

## 【確保方策】

3号認定（1・2歳）は、令和9年度以降、見込み量が確保方策を上回る見込みです。ニーズを把握しながら、量の確保ができるよう、施設整備も含めた検討を行います。

## (1) 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率は、国から示された基本指針等に従い、推計した各年度の0～2歳の子どもの数に対する3号認定の教育・保育事業の利用児童数（量の見込み）の割合を元に、図表5-3のとおり定めます。

図表5-3 0～2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	266	267	281	287	290
3号認定の教育・保育事業の利用児童数（人）	114	113	122	125	125
保育利用率（％）	42.9	42.3	43.4	43.6	43.1

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

図表 5-4 時間外保育事業の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数（人）	131	130	100	136	144

図表 5-5 時間外保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用人数（人）	144	144	137	139	140
②確保方策	利用人数（人）	144	144	137	139	140
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

#### 【確保方策】

今後は緩やかな減少傾向が予想されますが、職員配置等に配慮し、引き続きニーズに的確に対応していきます。

#### (2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

図表 5-6 放課後児童健全育成事業の実績

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数（人）	低学年	117	120	132	144	151
	高学年	48	65	68	65	72

図表 5-7 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数(人)	282	271	278	264	260
	1年生	49	41	51	36	39
	2年生	44	49	41	50	36
	3年生	43	44	49	41	50
	4年生	49	43	44	49	41
	5年生	44	49	43	44	49
	6年生	53	44	49	43	44
確保方策	利用人数(人)	282	271	278	264	260
	1年生	49	41	51	36	39
	2年生	44	49	41	50	36
	3年生	43	44	49	41	50
	4年生	49	43	44	49	41
	5年生	44	49	43	44	49
	6年生	53	44	49	43	44

【確保方策】

待機児童を出さないことを最優先に考え、今後も安定した受入れに向けて環境整備に取り組むとともに、事業者に対する支援を引き続き実施していきます。また、特別な配慮を必要とする児童に対しては、可能な限り加配対応により支援に努めます。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

図表 5-8 子育て短期支援事業の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数(人日)	0	0	2	6	0

図表 5-9 子育て短期支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数(人日)	6	6	6	6	6
②確保方策	延べ利用人数(人日)	6	6	6	6	6
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保方策】

町内には児童養護施設がないため、近隣市の広域利用可能施設で量の見込みを確保します。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

図表5-10 地域子育て支援拠点事業の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（人日）	2,213	2,135	2,454	2,722	2,813

図表5-11 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	2,907	2,916	3,070	3,135	3,168
②確保方策	延べ利用人数（人日）	2,907	2,916	3,070	3,135	3,168
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

### 【確保方策】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供をし、子育てに関する不安や負担感の緩和、社会的孤立の解消を図るとともに、より身近で多くの保護者が利用しやすい環境整備に取り組みます。

#### (5) 一時預かり事業

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

図表5-12 一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（人日）	28	6	8	17	44

図表5-13 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（人日）	1	0	1	2	1

図表 5-14 一時預かり事業（幼稚園型）の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号認定 延べ利用人数（人日）	2	2	2	2	2
	2号認定	42	41	36	36	37
	合 計	44	43	38	38	39
②確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）（人日）	2	2	2	2	2
	上記以外（人日）	42	41	36	36	37
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

図表 5-15 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	2	2	2	2	2
確保方策	②一時保育（幼稚園型を除く） 延べ利用人数（人日）	1	1	1	1	1
	③子育て援助活動支援事業 延べ利用人数（人日）	1	1	1	1	1
	④ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業及び就学児を除く） 延べ利用人数（人日）	1	1	1	1	1
	(②+③+④) - ①	1	1	1	1	1

**【確保方策】**

急な保護者の就労や疾病等による一時預かりに対応できるように提供体制を確保します。

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

図表 5-16 病児・病後児保育事業の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（人日）	6	2	0	79	30

図表 5-17 病児・病後児保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	79	79	75	77	77
②確保方策	延べ利用人数（人日）	79	79	75	77	77
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

**【確保方策】**

町単独での施設整備、関係機関等との人員確保は難しい状況にあるため、近隣市に継続して依頼し、子どもの早期回復及び保護者の子育てと就労等の両立を支援していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

図表 5-18 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数（人日）	101	71	94	344	90

図表 5-19 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	153	153	153	153	153
②確保方策	延べ利用人数（人日）	153	153	153	153	153
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

**【確保方策】**

多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の内容を知らない保護者も多くいるため、より効果的な周知方法を検討し、依頼会員、支援会員双方の拡大を図ります。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

図表 5-20 利用者支援事業の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型（か所）	1	1	1	1	1
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

図表 5-21 利用者支援事業の見込みと確保方策

【基本型】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	0	0	0	0	0
②確保方策（か所）	0	0	0	0	0

**【特定型】**

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	0	0	0	0	0
②確保方策（か所）	0	0	0	0	0

**【こども家庭センター型】**

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
②確保方策（か所）	1	1	1	1	1

**【確保方策】**

基 本 型：子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育事業や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

地域子育て相談機関：令和4（2022）年の児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に設定することが努力義務となりました。本町においても、整備に向けた検討を進めていきます。

こども家庭センター型：子ども家庭センターにおいて、母子保健分野と児童福祉分野の連携を強化し、すべての子どもとその世帯、妊産婦等に対して切れ目のない支援を行います。

### (9) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

図表5-22 妊婦健康診査の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査の受診者数（人）	90	110	98	70	47

図表5-23 妊婦健康診査の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	受診者数（人）	91	94	92	96	97
②確保方策	受診者数（人）	91	94	92	96	97

#### 【確保方策】

すべての妊婦がより健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健診の受診率100%を想定し、啓発及び提供体制を確保します。

### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

図表5-24 乳児家庭全戸訪問事業の実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	98	86	97	90	52

図表5-25 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問数（人）	91	94	92	96	97
②確保方策	訪問数（人）	91	94	92	96	97

### 【確保方策】

事業の周知徹底を図るとともに、事前電話の対応や訪問時間を調整することで、全戸訪問に努めます。

また、乳児家庭の保護者が安心して育児ができる支援のため、乳児家庭を訪問する訪問員に対し、情報提供や研修の機会を確保していきます。

#### (11) 養育支援訪問事業

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

図表 5-26 養育支援訪問事業の実績

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
訪問数（人）	27	11	20	31	15

図表 5-27 養育支援訪問事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	訪問数（人）	21	21	21	21	21
②確保方策	訪問数（人）	21	21	21	21	21

### 【確保方策】

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保します。

## (12) 子育て世帯訪問支援事業

令和4（2022）年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

図表3-10 子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	67	65	62	61	58
確保方策	延べ利用人数（人日）	67	65	62	61	58

### 【確保方策】

支援が必要な子どもや家庭に対して、相談支援や家事・育児を行うとともに、関係機関と連携しながら適切な支援につなげていきます。

## (13) 児童育成支援拠点事業

令和4（2022）年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本町においては、計画期間中に実施予定はありませんが、町民のニーズの把握に努めます。

## (14) 親子関係形成支援事業

令和4（2022）年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支

援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

本町においては、計画期間中に実施予定はありませんが、町民のニーズの把握に努めます。

#### (15) 妊産婦等包括相談支援事業

令和6（2024）年6月の子ども・子育て支援法の改正により創設された制度で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

本町においては、すべての方が安心して出産・子育てができるよう妊娠届出時、妊娠8か月頃（希望者等）、出生届出後（乳児家庭全戸訪問）等に主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等の充実を図るとともに、経済的な支援を合わせた事業を実施しています。

図表3-11 妊産婦包括相談支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届け出回数（回）	91	94	92	96	97
	1組当たり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	273	282	276	288	291
確保方策	面談実施合計回数（回）	273	282	276	288	291

#### 【確保方策】

妊娠届出時等の面談の機会に丁寧な指導・助言等を行うことや、関係機関の情報共有を図ることにより妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援の実施を確保します。

#### (16) 乳幼児等通園支援事業

令和6（2024）年6月の子ども・子育て支援法の改正により創設された制度で、保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設を利用することができるようにする制度です。

図表 3-12 乳幼児等通園支援事業の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）		76	77	79	81
0歳児		28	29	28	29
1歳児		25	29	30	29
2歳児		23	19	21	23
②確保方策（人日）		76	77	79	81
0歳児		28	29	28	29
1歳児		25	29	30	29
2歳児		23	19	21	23

**【確保方策】**

令和8年度からの本格実施に向けて、提供体制の確保に向けた検討を行います。

(17) 産後ケア事業

出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、母親への身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の紹介等を行う事業です。令和6（2024）年の子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられました。

本町においては、三重県助産師会や医療機関等と契約し、利用者が通所型・訪問型・宿泊型から選択でき、1歳の誕生日の前日までに最大15回利用できます。利用者の便性を図るため、15枚つづりのチケット制を導入しています。

図表 3-13 産後ケア事業の利用実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	32	24	88	107

図表 3-14 産後ケア事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	30	30	30	30	30
確保方策	延べ利用人数（人日）	30	30	30	30	30

**【確保方策】**

受け皿の拡大により、提供体制を確保します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、公費による補助を行う事業です。

**【確保方策】**

今後についても実態を把握しながら、対象となる児童・世帯に対し、必要に応じて助成を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

**【確保方策】**

地域の必要性に応じて、良質な民間事業者の参入促進を検討します。

## 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

---

### (1) 教育保育の質の向上

生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるように、今後、保育所・幼稚園等において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

### (2) 幼稚園教諭・保育士等の資質の向上

幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を行うなど、情報や共通の課題を共有するとともに、保育所・幼稚園等それぞれの教育・保育の特徴を把握しつつ、職務能力の向上を図る取組を推進します。

### (3) 就学前教育から小学校教育への円滑な接続の推進

小学校での学習や生活を円滑に行えるよう、就学前教育と小学校教育の滑らかで確実な接続を図り、保・幼・小・中が互いに教育の方向性を共有して、0歳から15歳までの子どもの発達を見とおした教育の内容の充実に努めていきます。

### (4) 認定こども園の普及に対する考え方

就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが多様化する中、幼稚園と保育所の双方の機能を併せもつ認定こども園の普及は重要な取組です。現在のところ、町内には認定こども園はありませんが、アンケート結果からはニーズが高いことから、住民の意向に応じて新たな設置や既存の幼稚園・保育所からの移行を促進するなど普及を図ります。

## **5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容**

---

令和元（2019）年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、円滑な実施の確保を図ります。

## **6 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保**

---

産前・産後休業、育児休業明けに希望する保護者が幼稚園、保育所等を利用することができるよう環境を整備するとともに、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対しては、必要な情報の提供や相談支援の充実に努めます。



**第6章**  
**計画の推進体制**

## 1 施策の実施状況の点検

---

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「朝日町子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

## 2 国・県等との連携

---

計画に掲げる取組については、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携、において、児童虐待防止・社会的養護体制の構築・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。